

# 議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

## 招 集

令和3年2月24日（水）午前10時 議場

## 出席委員（8名）

（委員長）稲 田 清 （副委員長）安 田 篤  
安 達 卓 是 岡 田 啓 介 奥 岩 浩 基 国 頭 靖  
土 光 均 又 野 史 朗

## 欠席委員（0名）

## 議長及び副議長

岩崎議長 前原副議長

## 説明のため出席した者

伊木市長 伊澤副市長

【総務部】辻部長

[秘書広報課] 角課長

[財政課] 下関次長兼課長 大塚総括主計員 雑賀主事

## 出席した事務局職員

松下局長 土井次長 瀬尻局長補佐兼庶務担当局長補佐 森井議事調査担当局長補佐  
安東議事調査担当主任 先灘調整官

## 傍聴者

石橋議員 今城議員 岡村議員 尾沢議員 門脇議員 田村議員 戸田議員  
三嶋議員 矢田貝議員  
報道関係者1人 一般0人

## 協議事件

- 1 3月定例会の提出議案について
- 2 3月定例会の日程について
- 3 3月定例会における各個質問人数の割り振り（案）について
- 4 次回議会運営委員会の開催について
- 5 議会運営に関する提案事項について

~~~~~

## 午前10時00分 開会

○稲田委員長 ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

協議事件1、3月定例会の提出議案について説明を求めます。

辻総務部長。

○辻総務部長 市議会3月定例会の提出議案につきましては、条例が14件、単行議案が7件、補正予算が9件、当初予算が11件の計41件を上程する予定としております。このうち、議案第4号及び議案第5号につきましては、事務処理の関係上、先議をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。なお、議案の概要につきましては、午後に開催されます全員協議会におきまして御説明いたしますので、よろしくお願い

いたします。以上です。

**○稲田委員長** 説明は終わりました。皆様、確認をお願いいたします。

続きまして、協議事件2、3月定例会の日程について説明を求めます。

松下局長。

**○松下事務局長** 3月定例会の日程についてでございますが、資料8も併せて御覧ください。まず、各個質問の通告についてでございますが、明日25日9時受付開始で、3月1日月曜日の正午が受付期限となっております。意見書案の提出期限と先議の議案に対する質疑の通告期限も3月1日月曜日の正午となっております。先議議案の討論の通告につきましては、3月2日火曜日の正午まで、また予算総括質問の通告につきましては、3月1日月曜日正午まででございますので、御確認をお願いいたします。以上でございます。

**○稲田委員長** 説明が記載のとおりございました。こちら確認をお願いいたします。

続きまして、協議事件3、3月定例会における各個質問人数の割り振り(案)について説明を求めます。

松下局長。

**○松下事務局長** 次に、各個質問人数の割り振りの案でございますが、4日間でございます。3月5日、8日、10日はいずれも6人ずつの割り振りで、あとは全て11日への割り振りの予定でございますので、御確認をお願いいたします。説明は以上です。

**○稲田委員長** こちらも記載のとおり説明がございました。確認をお願いいたします。

続きまして、協議事件4、次回議会運営委員会の開催についてでございます。こちらは3月3日水曜日午前9時20分から行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

ここで、以降は執行部の皆様は退席いただきたいと思います。それまでしばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

**○稲田委員長** そういたしますと、引き続き、協議事件5、議会運営に関する提案事項についてに移ります。

最初の1番目でございます。米子市議会会議規則の一部改正についてです。こちらは添付の資料9-1から3を御覧ください。

では、事務局の説明を求めたいと思います。

森井担当局長補佐。

**○森井議事調査担当局長補佐** 私のほうから米子市議会会議規則の一部改正について、御説明申し上げます。

資料9-3のとおり全国市議会議長会の標準市議会会議規則が一部改正されました。改正箇所は2点でございます。一つは、本会議及び委員会における欠席の届出関係でありまして、もう一つは、請願書への押印関係であります。これに伴いまして、改正案を作成いたしました。

資料9-2の参考資料を御覧ください。これは、本市議会会議規則と標準市議会会議規則の新旧対照表を、比較しやすいように並列して配置したものでございます。まず、欠席の届出関係でございますが、第2条が本会議、第66条の2が委員会のもとなっております。内容でございますが、本会議及び委員会の欠席の届出について、改正前は欠席の事由を全て事故のためとしておりましたが、法令上の事故の概念と一般社会における事故の概念では大きく隔たりがありまして、抽象的記述であることから、公務、疾病、育児、看

護、介護、配偶者の出産補助を例示として記載されました。これが第1項でございます。また、出産のため出席することができないときの産前産後の欠席期間を、労働基準法及び厚生労働省の母性保護に係る専門家会議報告書を参考にしまして、具体的に産前6週、産後8週として記載されました。これが第2項になります。なお、改正前は本人の出産ということを知りやすくするため、本市議会独自に「自らの」という記載をしておりましたが、改正後の第1項に配偶者の出産補助という文言が、また第2項に産前産後の欠席期間が記載されてきて、本人の出産ということが明確になりましたため、標準市議会会議規則に併せ削除することといたしました。

次に、請願書の押印関係でございます。第89条になります。本市議会におきましても12月21日の議会運営委員会で、現在の押印を署名または記名押印に改正し、新年度から実施するとの確認がされております。その際、委員から、標準市議会会議規則の改正に併せて実施してもいいのではないかと御意見もございましたので、タイムリーといえますか、タイミングがよろしかったのではないかと考えております。改正内容もほぼさきの議会運営委員会で議論した内容と同じでございました。内容は、改正前は第1項に個人と法人を併せて記載しておりましたが、改正後は第1項に個人を、それから第2項に別建てで法人を記載し、現在の押印を署名または記名押印に改正しております。

このほか、本市議会会議規則第125条の3（会議録に掲載しない事項）に改正漏れがありましたので、この際改正しようと考えております。これは、会議録には原本と配布用のものがありまして、原本には秘密会の議事や取り消した発言を掲載することとされていますが、条文上その処置がなされないような記載になっておりますので、所要の整備を行うものでございます。

なお、改正理由及び改正内容につきましては、資料9-1の1枚目に記載のとおりでありまして、当委員会で御了承いただければ、9-1の2枚目が議案として上程される予定となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。また、施行は令和3年4月1日を予定しております。

引き続き、本市の会議規則の改正について、御協議いただけたらと存じます。説明は以上でございます。

**○稲田委員長** 説明が終わりました。委員の皆様からの質疑があればお願いいたします。特にならなければ、一旦お持ち帰りいただいて……。

土光委員。

**○土光委員** 請願の記名とか押印に関して、このルールは多分陳情にもそのまま適用されると思うのですが、ここはそういった記載が別にあるということですか。その辺のところ確認します。

**○稲田委員長** 森井担当局長補佐。

**○森井議事調査担当局長補佐** 今日お持ち帰りいただきまして、3月10日の議会運営委員会のほうで、持ち帰った分の意見を出していただきまして、了承が得られましたら、請願書の例によるということで、陳情書のほうも確認を、議会運営委員会でさせていただきたいと思っております。以上です。

**○稲田委員長** 私のほうからも同様の内容になりますけども、重ねて説明させていただきたいと思ひます。「議題に供することと決定した陳情書等については、請願書の例により処理するものとする。」ということが会議規則第95条第4項の規定により、申合せを行って

おりますので、いわゆる今の流れでいきますと、これを請願書の例によることにも同じく確認していきたいと思っております。要は、陳情書を出された際に、請願書と一緒に署名または記名押印という形で対応させていただくことで確認を今後取ろうと思っておりますが、そのことを後で言おうと思っただけですけれども、先に質問されましたのでその方向で考えておりますということです。よろしいでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** 陳情に関して請願の例によるというのは、会議規則の変更を要することではなくて、議会運営委員会会でその旨確認すればそれでいいということですか。

**○稲田委員長** 申合せで行っていくということに今後したいと思っておりますということです。

土光委員。

**○土光委員** だから、会議規則の変更までは要しないということですね。それが確認できればいいです。

**○稲田委員長** 先灘調整官

**○先灘調整官** 私のほうから。会議規則の95条の陳情の処理という条文があるんですけども、もしお手元になれば、95条第1項で、陳情書又はこれに類するものは、議長が受け付けるというところがありまして、陳情の提出については、この会議規則には一切触れておりません。受け付けたもの以降について、請願と同じような取り扱いをするというのが会議規則に出てますので、この受け付ける段階のものというのは会議規則に載っておりませんので、これはこれまでも申合せで運用しておりましたので、会議規則のものが了承を得られれば、それに準じて申合せをするという流れになります。御理解いただけましたでしょうか。

(「はい、分かりました。」と土光委員)

**○稲田委員長** 3月10日に確認させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、(2)になります市議会における手続書類等に係る押印の見直しについての説明を求めます。

森井担当局長補佐。

**○森井議事調査担当局長補佐** 引き続き、私のほうから市議会における手続書類等に係る押印の見直しについて、御説明申し上げます。

資料10を御覧ください。これは、本市議会において押印を要する書類を抽出したものでございます。行政手続等における押印の見直しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機としまして行政のデジタル化の動きが急激に加速するなか、国が昨年11月に各府省における押印の見直し方針を取りまとめ、民間からの手続の99.4%について押印を廃止、または廃止の方向とし、地方公共団体に対しても押印見直しに積極的に取り組むよう求めております。本市といたしましても、行政手続における住民の負担を軽減し利便性を向上させると同時に、事務負担の軽減を図るため、必ずしも必要ではない押印については積極的に見直しを行うこととしております。つきましては、資料10のとおり、本市議会において押印を要する書類を抽出し、右の対応方針(案)のとおり、署名または記名押印、米子市補助金等交付規則に準ずる、米子市会計規則によることといたしたいと思いますので、御協議いただきたいと思います。なお、上2つの請願書及び陳情書の書類は、先ほど御説明いたしましたとおり議会の議決事項であります会議規則の改正が

必要であります。また、会派結成届出書以下の書類は、いずれも議長の決裁による規則、規程、要綱の改正が必要であります。当委員会で御了承いただければ、市が予定している行政手続等における押印の見直しと同様に、令和3年4月1日から施行する予定にしております。説明は以上でございます。

**○稲田委員長** 説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

特にないようでしたら、こちらもち帰りいただきまして、3月10日に確認したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

森井担当局長補佐。

**○森井議事調査担当局長補佐** ちょっと発言を訂正させていただきます。先ほど表の請願書及び陳情書の書類を議決事項という具合に申し上げましたが、議決事項は請願書のみでありますので、よろしくお願いたします。

**○稲田委員長** 訂正が入りましたので、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** そしたら、先ほどと同様でございますが、お持ち帰りいただいて3月10日で確認したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、(3)議会傍聴に係る手話通訳の実施について説明を求めます。

瀬尻局長補佐。

**○瀬尻局長補佐兼庶務担当局長補佐** では、私のほうから説明させていただきます。

前回の議会運営委員会で、ホームページに載せる手話通訳に関する内容を今回の議会運営委員会で出すということでございましたので、このたび案を作成したところでございます。

資料11を御覧ください。手話通訳を実施しています他の市議会のホームページですとか、手話通訳の派遣元である鳥取県西部聴覚障がい者センター様の意見を参考にしております。御覧のとおり、申込方法は日程を確認していただいた上で、傍聴希望日の2日前までにEメール、ファクシミリまたは郵送により、手話通訳申込書を事務局のほうへ提出していただきます。手話通訳の対象となります会議ですけれども、こちらが傍聴可能な会議全てということで、議会日程、委員会日程、全員協議会日程のリンクを貼りまして、こちらで日程を確認できるようにいたします。なお、申込期限は傍聴希望日の2日前までとしておりますが、以前、センター様より、原則15日前までという話を伺っている旨説明させていただいておりますが、再度センターのほうに確認しましたところ、当日の申込みを避けていただければ、前日までの申込みでも対応可能ということでございました。ただ、前日の夕方ですとか、閉庁後にメール、FAXで事務局のほうに申込みをされても、その日のうちに事務局のほうで対応できないということもありますので、事務局側の準備ですとか、センター様との調整の時間を考慮しまして2日前までとさせていただいております。

続いて、申込書でございますが、御覧のとおり、リンクを貼ってダウンロードできるようにしております。資料11をめくっていただきますと、申込書の案と記載例のほうをつけております。申込書の真ん中辺りで、希望日時または質問者の欄がございますけれども、日時指定と傍聴希望議員の2択制としております。議員の傍聴を希望される場合には、事務局のほうである程度時間を想定しまして、申込者と手話通訳者の方に後日連絡をするという形で考えております。一番下の備考欄につきましては、複数で申し込まれる場合に、申込者以外の方の氏名・住所を記入していただくというようにしております。以上のように

な内容で皆さんに御協議・御確認をお願いしたいと思います。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**稲田委員長** 説明は終わりました。委員の皆様からの質疑があればお願いいたします。土光委員。

○**土光委員** これは申込みをすると、原則それに応ずるという考え方でいいわけですよ、受け入れるというか。それから、当然のことだと思うけど、これに関して費用負担はないと思うのですが、一応このホームページでお知らせする場合は費用負担はありませんとか、というのを書いてもいいのではないかというふうに思いました。意見です。

○**稲田委員長** 瀬尻局長補佐。

○**瀬尻局長補佐兼庶務担当局長補佐** 申込みをしていただければ必ず対応するというふうにセンター様から伺っておりますので、必ず対応はできます。あと、費用に関しましては、派遣に係る費用については事務局のほうからセンターのほうへ払うということになりますので、申込者の方の負担は必要ございませんので……。

○**稲田委員長** 要は利用される方の費用の負担はありませんという、無料で利用できますという、そのようなことが一文入っていただければいいのではないかということでしたね、土光委員。

〔「はい」と土光委員〕

○**稲田委員長** 瀬尻局長補佐。

○**瀬尻局長補佐兼庶務担当局長補佐** 先ほど申込みされたら必ず対応するというお話をさせていただきましたが、すいません、訂正させていただきます。一応こちらの申込みについては、あくまでも手話通訳の申込みでございまして、当日例えば定員を超える場合は抽せんで傍聴者を決定するというのでございまして、もし抽せんになった場合に、抽せんから外れれば、傍聴はできないということになりますので、申し加えておきます。

○**稲田委員長** そういった事情のときは、傍聴席で座って聞くということは、手話通訳を受けながらできるということは、100%の約束はできないと、満員の場合があるからと、満席の場合があるからということですね。

〔「はい」と瀬尻局長補佐〕

○**稲田委員長** それから、利用に際しては無料というのは、これは記載する方向で検討が可能であれば、そののところを聞かせてほしいと。

瀬尻局長補佐。

○**瀬尻局長補佐兼庶務担当局長補佐** 費用につきましては、ホームページのほうにも記載するようにしますので、承知いたしました。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 先ほどの必ず受ける云々のことですが、つまり傍聴できるかどうかは一般の傍聴者と同様の扱い、だから定員を超える場合は抽せんとかというルール。傍聴できるとなると、希望していれば、必ずというか、原則手話通訳者の対応をするという、そういうことですよ。それから、実際、実施する場合、この通訳者はどこの場所ですか。

○**稲田委員長** 瀬尻局長補佐。

○**瀬尻局長補佐兼庶務担当局長補佐** 前の議会運営委員会のほうで身障者傍聴席をということでお話をさせていただきましたけれども、身障者傍聴席は当然ながら車椅子の方が

利用されるということも考えられますので、身障者が空いていればそちらを利用していた  
だきたいとは思いますが、もし途中で車椅子の方がいらっしやって、そちらが満員  
ということになりましたら、途中で一般傍聴席のほうに移っていただく場合もありますと  
いうような事前説明をしていただくというような対応で一応臨機応変に対応したいとは考  
えております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 私が聞いているのは、手話通訳者がどの場所で手話通訳を実施することにな  
るのかということです、傍聴する人がどこではなくて。手話通訳者は例えば前か、そこま  
で、それは当然実施するから決まってると思うんですけど、どこに手話通訳者は立って、  
そういった手話通訳をするというふうに考えているんですか。

○**稲田委員長** 瀬尻局長補佐。

○**瀬尻局長補佐兼庶務担当局長補佐** 申込者のそばでというか、前のほうでしていただく  
というふうに考えております。

○**稲田委員長** ほかがございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** では以上に内容で決定とさせていただき、そちらでホームページのほうに  
載せたいと思いますので、よろしくお願いたします。

続きまして、(4)その他に移ります。まず、私から1点ございます。議会基本条例の検証  
についてです。こちらは事務局にて、議会基本条例検証整理表、こちら内容としては、条  
文ごとに実績を記載したものになりますが、そちらを作成し、まずは委員の皆様へ配付を  
して、その後私のほうでどのようなスケジュールで検証していくかをまたお示しした  
いと思いますので、そちらの作成までしばらくお時間をいただきたいと思いますので、よ  
ろしくお願いたします。

以上で用意したものは終わりとなりますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** 議長、副議長でございますでしょうか。

〔「ありません」と岩崎議長〕

○**稲田委員長** では、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

**午前10時24分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 稲田 清